

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 5月15日
【届出者の名称】	ニプロ株式会社
【届出者の所在地】	大阪市北区本庄西三丁目 9番 3号
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区本庄西三丁目 9番 3号
【電話番号】	大阪06(6372)2331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理部長 箕浦 公人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ニプロ株式会社 (大阪市北区本庄西三丁目 9番 3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ニプロ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式についての権利をいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当社は、世界中の様々な人々のより良い暮らし、健康、安全、衛生、福祉を支えるべく先端的な医療、長年培った技術力を通じて社会に幅広く貢献できる総合医療メーカーになりたいという基本理念のもと、これまで医療器、医薬品、医療用硝子等の主要分野において、国内外にわたり積極的かつ意欲的な事業展開を推し進めてまいりました。地域に根ざした事業基盤の構築がさらなる成長の足がかりとなり、より強力なネットワークの構築、拡充に繋げ得るとの考えから、需要あるところで生産する「地産地消」と呼ばれるビジネスモデルを掲げ、全世界で事業展開を推し進めてまいりました。具体的にはインド、インドネシア、バングラデシュ、中国で医療機器製造工場を建設し、ベトナムでは医薬品製造工場の建設に着手しております。また、平成22年の米国のホームダイアグノスティクス社の買収を始め、平成23年の豪州のアムコール社の医療用硝子事業取得や昨年度の株式公開買付けを通じた株式会社グッドマンの子会社化などを含む、積極的な投融資を手がけてまいりました。このため平成24年2月には、グローバル企業へとさらなる成長を遂げるための成長資金の確保と財務体質の改善を目的に約200億円の公募増資を実施したほか、当社の創業者であり前代表取締役社長であった故 佐野實氏（平成24年5月8日逝去）が代表取締役を兼務していた当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であるサンリ興産株式会社（以下「サンリ興産」といいます。）へ、経営基盤の安定性を目的に70億円の第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を行っております。

以上のような積極的な投融資の結果、当社といたしましては、今後の飛躍のための事業基盤は一定程度確立できたと考えております。今後は、当社が本年1月15日に当社ホームページにて掲載した「2013年度ニプログループ経営方針」において言明しましたとおり、本年を「利益体質元年」と定め、「ユーザー目線」を合言葉に患者様の立場に立った製品開発、サービス提供に努め、お客様にとって付加価値を生み出せるような独自の創意工夫を凝らした営業力をもって、他社との競争に勝ち抜き、さらなる業容拡大と拡大路線を着実に推し進めつつ、収益性を高めていく段階に入ったと考えております。今後は、新規に積極的な投融資を推し進めるだけでなく、これまでの積極的な投融資で築き上げてきた経営基盤を軸に、最適な資本構成を目標としつつ、経営体制の効率化、コストダウンの徹底、保有資産及び人材の有効活用、グループ内の連携強化といった取り組みにより、平成32（2020）年度連結売上高5,000億円、連結経常利益400億円の実現を目指してまいります。

当社は、係る事業戦略の立案・実行と併せ、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。平成25年1月24日にサンリ興産が提出した当社普通株式に係る大量保有報告書の変更報告書No. 7及び8によると、サンリ興産は平成25年1月17日現在、当社普通株式を36,809,000株（本書提出日現在の発行済株式総数（171,459,479株）に対する割合（以下「保有割合」といいます。）21.47%（小数点以下第三位四捨五入。以下、保有割合の計算において同じとします。））保有しております。サンリ興産は、平成24年5月8日に逝去された当社の前代表取締役社長 故 佐野 實氏が代表取締役社長を兼務する株式会社であり、これまで、経営参加を保有目的とする安定株主として、本新株予約権付社債を全額行使して取得した株式を含めた上記当社普通株式を保有しておりましたが、同大量保有報告書の変更報告書において、故 佐野 實氏の配偶者である佐野和美氏から氏家顕太郎氏への同社代表取締役の変更及び経営参加から純投資への保有目的の変更が判明しており、また同社と当社は事業上の取引はなく、役員の兼任もなくなっております。また、サンリ興産より、故 佐野 實氏が保有していたサンリ興産の株式（99.98%）を含む全てのサンリ興産の株式については、米国系投資ファンドであるLone Star Fundsの関連する会社に譲渡され、故 佐野 實氏のご親族はサンリ興産の経営には関与されない体制となった旨の報告を受けております。以上のようなサンリ興産の主要株主や保有目的の変更を踏まえ、将来的に大量の当社普通株式が売却される可能性を視野に入れて、当社は平成25年1月中旬からその対応について具体的に検討を重ねてまいりました。当社といたしましては、今後は収益性を高め利益体質を目指していくという当社の経営方針や事業計画、利益の積上げにより財務体質を強化していくという当社の資本政策や財務状況等を踏まえ、慎重に検討を行った結果、今後の当社の経営基盤の安定性や一時的に大量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を鑑み、当社が自己株式の取得により買い受けることが適切であると考えました。また、その取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、十分に検討を重ねた結果、当社による自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を選択し、本公開買付けにおける買付予定数については、サンリ興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、37,721,000株（保有割合22.00%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であり、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。

そして、本年4月中旬ごろ、サンリ興産に、当社の経営方針についてご説明するとともに、その保有する当社株式を、本公開買付けに応募していただくことを依頼いたしました。サンリ興産からは、当社の経営方針にご理解をいただき、その保有する当社株式についての本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社において検討した後、平成25年5月13日に本公開買付けの具体的な条件についてサンリ興産と協議いたしました。当社は、短期的な株価変動の影響をなるべく受けない期間設定に基づいた本公開買付け価格の設定を行う必要があると考え、取締役会決議日の前営業日（平成25年5月13日）までの過去3ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値であり、取締役会決議日の前営業日（平成25年5月13日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,011円（円未満四捨五入、以下、単純平均値の計算において同じとします。）に対して14.74%（小数点以下第三位四捨五入、以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントとなる862円（円未満四捨五入）を買付価格とすることをサンリ興産に提案いたしました。その結果、サンリ興産より上記条件にてその保有する当社普通株式36,809,000株（保有割合21.47%）のうち19,834,000株（以下「応募対象下限株式」といいます。）（保有割合11.57%）以上について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました（なお、サンリ興産がその判断により実際に本公開買付けに応募する株式を、以下「応募株式」といいます。）。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成25年5月14日付取締役会決議により、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することといたしました。

本公開買付けの買付資金（約325億円）については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、充当した後も当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

なお、当社はサンリ興産との間で、平成25年5月14日付で公開買付応募契約（以下「応募契約」といいます。）を締結しております。当該応募契約において、サンリ興産はその保有する応募対象下限株式19,834,000株（保有割合11.57%）～36,809,000株（保有割合21.47%）の範囲内で本公開買付けに応募すること、当社が本公開買付けの撤回及び契約の解除を行わない限り、係る応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除できない旨の合意をしております。また、当該応募契約において、サンリ興産は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）満了日の翌日以降においても、応募株式又は公開買付期間満了日までに売付けの約定をしたにもかかわらず受渡しの完了していない株式を除いて、0.00%～4.90%（8,402,000株）の保有割合の範囲内で、当社普通株式の保有を継続することができる（以下「継続保有株式」といいます。）旨の合意をしております（なお、応募対象下限株式と継続保有株式を除いたサンリ興産の保有する当社普通株式の処分方法については合意しておらず、必ずしも本公開買付けへの応募によらずに処分できることとなっております。）。加えて、当該応募契約において、サンリ興産は、（i）本公開買付けが成立した場合には、平成25年6月に開催される予定の当社の定時株主総会において会社法第304条に基づく議案提案権を行使しない旨、及び、（ii）本公開買付けが成立した場合で、当該定時株主総会において、会社提案に係る剰余金の配当に関する議案（但し、当社が平成24年11月9日付「通期業績予想および期末配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表した、平成25年3月期の期末配当予想額（1株当たり8円50銭）以上の剰余金の配当に関する議案である場合に限り、以下「本議案」といいます。）に対して、本議案における配当額を増額する旨の議案（以下「修正議案」といいます。）が会社法第304条に基づいて当社の株主から提案されたときには、本公開買付けの決済が完了した後においても保有することとなった応募株式に係る議決権を除き、修正議案に対して賛成の議決権を行使しない旨の合意をしております。

サンリ興産は、本書提出日現在、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動が生じる予定です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については未定であり、当社の資本政策を踏まえ決定した場合には、速やかに公表いたします。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

171,459,479株（平成25年5月15日現在）

(注) 「発行済株式の総数」には、平成25年5月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	37,721,100	32,515,588,200

(注) 取得する株式総数の発行済株式の総数に占める割合は、22.00%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

(4) 【その他()】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成25年5月15日（水曜日）から平成25年6月11日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年5月15日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2) 【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金862円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付け価格の算定に際して、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である平成25年5月14日の前営業日（同年5月13日）の当社普通株式の終値1,385円、同年5月13日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,011円、同年5月13日までの過去2ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値918円、及び同年5月13日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値862円を参考にいたしました。</p> <p>また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であり、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。</p> <p>そして、本年4月中旬ごろ、サンリ興産に、当社の経営方針についてご説明するとともに、その保有する当社株式を、本公開買付けに応募していただくことを依頼いたしました。サンリ興産からは、当社の経営方針にご理解をいただき、その保有する当社株式についての本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、当社において検討した後、平成25年5月13日に本公開買付けの具体的な条件についてサンリ興産と協議いたしました。当社は、短期的な株価変動の影響をなるべく受けたい期間設定に基づいた買付け価格の設定を行う必要があると考え、取締役会決議日の前営業日（平成25年5月13日）までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値であり、取締役会決議日の前営業日（平成25年5月13日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,011円に対して14.74%のディスカウントとなる862円（円未満四捨五入）を買付け価格とすることをサンリ興産に提案いたしました。その結果、サンリ興産より上記条件にてその保有する応募対象下限株式19,834,000株（保有割合11.57%）以上について本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、当社は、平成25年5月14日付取締役会決議により、本公開買付け価格を、平成25年5月13日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値であり、取締役会決議日の前営業日（平成25年5月13日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,011円に対して14.74%のディスカウントとなる862円（円未満四捨五入）とすることといたしました。</p> <p>なお、本公開買付け価格である862円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である平成25年5月14日の前営業日（同年5月13日）の当社普通株式の終値1,385円から37.76%、同年5月13日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,011円から14.74%、同年5月13日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値862円から0.00%、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、本公開買付け価格である862円は、本書提出日の前営業日（平成25年5月14日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,411円に対して38.91%をディスカウントした金額となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、世界中の様々な人々のより良い暮らし、健康、安全、衛生、福祉を支えるべく先端的な医療、長年培った技術力を通じて社会に幅広く貢献できる総合医療メーカーになりたいという基本理念のもと、これまで医療器、医薬品、医療用硝子等の主要分野において、国内外にわたり積極的かつ意欲的な事業展開を推し進めてまいりました。地域に根ざした事業基盤の構築がさらなる成長の足がかりとなり、より強力なネットワークの構築、拡充に繋げ得るとの考えから、需要あるところで生産する「地産地消」と呼ばれるビジネスモデルを掲げ、全世界で事業展開を推し進めてまいりました。具体的にはインド、インドネシア、バングラデシュ、中国で医療機器製造工場を建設し、ベトナムでは医薬品製造工場の建設に着手しております。また、平成22年の米国のホームダイアグノスティクス社の買収を始め、平成23年の豪州のアムコール社の医療用硝子事業取得や昨年度の株式公開買付けを通じた株式会社グッドマンの子会社化などを含む、積極的な投融資を手がけてまいりました。このため平成24年2月には、グローバル企業へとさらなる成長を遂げるための成長資金の確保と財務体質の改善を目的に約200億円の公募増資を実施したほか、当社の創業者であり前代表取締役社長であった故 佐野 貴氏（平成24年5月8日逝去）が代表取締役を兼務していたサンリ興産へ、経営基盤の安定性を目的に70億円の第三者割当による本新株予約権付社債の発行を行っております。</p> <p>以上のような積極的な投融資の結果、当社といたしましては、今後の飛躍のための事業基盤は一定程度確立できたと考えております。今後は、当社が本年1月15日に当社ホームページにて掲載した「2013年度ニプログループ経営方針」において言明しましたとおり、本年を「利益体質元年」と定め、「ユーザー目線」を合言葉に患者様の立場に立った製品開発、サービス提供に努め、お客様にとって付加価値を生み出せるような独自の創意工夫を凝らした営業力をもって、他社との競争に勝ち抜き、さらなる業容拡大と拡大路線を着実に推し進めつつ、収益性を高めていく段階に入ったと考えております。今後は、新規に積極的な投融資を推し進めるだけでなく、これまでの積極的な投融資で築き上げてきた経営基盤を軸に、最適な資本構成を目標としつつ、経営体制の効率化、コストダウンの徹底、保有資産及び人材の有効活用、グループ内の連携強化といった取り組みにより、平成32（2020）年度連結売上高5,000億円、連結経常利益400億円の実現を目指してまいります。</p> <p>当社は、係る事業戦略の立案・実行と併せ、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。平成25年1月24日にサンリ興産が提出した当社普通株式に係る大量保有報告書の変更報告書No. 7及び8によると、サンリ興産は平成25年1月17日現在、当社普通株式を36,809,000株（保有割合21.47%）保有しております。サンリ興産は、平成24年5月8日に逝去された当社の前代表取締役社長 故 佐野 貴氏が代表取締役社長を兼務する株式会社であり、これまで、経営参加を保有目的とする安定株主として、本新株予約権付社債を全額行使して取得した株式を含めた上記当社普通株式を保有しておりましたが、同大量保有報告書の変更報告書において、故 佐野 貴氏の配偶者である佐野和美氏から氏家顕太郎氏への同社代表取締役の変更及び経営参加から純投資への保有目的の変更が判明しており、また同社と当社は事業上の取引はなく、役員の兼任もなくなっております。また、サンリ興産より、故 佐野 貴氏が保有していたサンリ興産の株式（99.98%）を含む全てのサンリ興産の株式については、米国系投資ファンドであるLone Star Fundsの関連する会社に譲渡され、故 佐野 貴氏のご親族はサンリ興産の経営には関与されない体制となった旨の報告を受けております。以上のようなサンリ興産の主要株主や保有目的の変更を踏まえ、将来的に大量の当社普通株式が売却される可能性を視野に入れて、当社は平成25年1月中旬からその対応について具体的に検討を重ねてまいりました。当社といたしましては、今後は収益性を高め利益体質を目指していくという当社の経営方針や事業計画、利益の積上げにより財務体質を強化していくという当社の資本政策や財務状況等を踏まえ、慎重に検討を行った結果、今後の当社の経営基盤の安定性や一時的に大量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を鑑み、当社が自己株式の取得により買い受けることが適切であると考えました。また、その取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、十分に検討を重ねた結果、当社による本公開買付けを選択し、本公開買付けにおける買付予定数については、サンリ興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、37,721,000株（保有割合22.00%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。</p>
--------------	--

	<p>また、本公開買付価格の決定に際しては、本公開買付に応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であり、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。</p> <p>そして、本年4月中旬ごろ、サンリ興産に、当社の経営方針についてご説明するとともに、その保有する当社株式を、本公開買付に応募していただくことを依頼いたしました。サンリ興産からは、当社の経営方針にご理解をいただき、その保有する当社株式についての本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、当社において検討した後、平成25年5月13日に本公開買付けの具体的な条件についてサンリ興産と協議いたしました。当社は、短期的な株価変動の影響をなるべく受けない期間設定に基づいた本公開買付価格の設定を行う必要があると考え、取締役会決議日の前営業日（平成25年5月13日）までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値であり、取締役会決議日の前営業日（平成25年5月13日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,011円に対して14.74%のディスカウントとなる862円（円未満四捨五入）を買い付価格とすることをサンリ興産に提案いたしました。その結果、サンリ興産より上記条件にてその保有する応募対象下限株式19,834,000株（保有割合11.57%）以上について本公開買付に応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、当社は、平成25年5月14日付取締役会決議により、本公開買付価格を、平成25年5月13日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値であり、取締役会決議日の前営業日（平成25年5月13日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,011円に対して14.74%のディスカウントとなる862円（円未満四捨五入）とすることといたしました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	37,721,000 (株)	(株)	37,721,000 (株)
合計	37,721,000 (株)	(株)	37,721,000 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（37,721,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、当社指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。なお、既に口座を有している場合であっても、登録情報に変更がある場合などは、新たに本人確認書類が必要な場合がありますのでご注意ください。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税とみなし配当課税の対象となります。（注3）

法人株主の場合、買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、その超過する部分（以下「みなし配当の額」といいます。）に7.147%を乗じた金額の所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）が源泉徴収されます。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要となります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

(1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

(2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。

(3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税とみなし配当課税について(個人株主の場合)

(イ) 本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

日本の居住者である個人株主の方の場合、みなし配当の額については、みなし配当課税の対象となり、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません)。

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

(ロ) 本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

日本の居住者である個人株主の方の場合、本公開買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

() 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4)上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金 (円) (a)	32,515,502,000
買付手数料(b)	22,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	32,539,502,000

- (注1) 「買付代金(円) (a)」欄には、買付予定数(37,721,000株)に1株当たりの買付価格(862円)を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。
- (注5) 上記金額には、消費税及び地方消費税は含んでいません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	定期預金	39,000,000,000円
	計	39,000,000,000円

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年7月4日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

() 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の方の場合、みなし配当の額については、みなし配当課税の対象となり、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の方の場合、本公開買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

- (ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌営業日から起算して4営業日目(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数(37,721,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であるサンリ興産は、当社普通株式を36,809,000株（保有割合21.47%）保有しておりますが、当社はサンリ興産との間で、平成25年5月14日付で応募契約を締結しております。当該応募契約において、サンリ興産はその保有する応募対象下限株式19,834,000株（保有割合11.57%）～36,809,000株（保有割合21.47%）の範囲内で本公開買付けに応募すること、当社が本公開買付けの撤回及び契約の解除を行わない限り、係る応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除できない旨の合意をしております。また、当該応募契約において、サンリ興産は、公開買付期間満了日の翌日以降においても、応募株式又は公開買付期間満了日までに売付けの約定をしたにもかかわらず受渡しの完了していない株式を除いて、0.00%～4.90%（8,402,000株）の保有割合の範囲内で、当社普通株式の保有を継続することができる旨の合意をしております（なお、応募対象下限株式と継続保有株式を除いたサンリ興産の保有する当社普通株式の処分方法については合意しておらず、必ずしも本公開買付けへの応募によらずに処分できることとなっております。）。加えて、当該応募契約において、サンリ興産は、（i）本公開買付けが成立した場合には、平成25年6月に開催される予定の当社の定時株主総会において会社法第304条に基づく議案提案権を行使しない旨、及び、（ii）本公開買付けが成立した場合で、当該定時株主総会において、本議案に対して、修正議案が会社法第304条に基づいて当社の株主から提案されたときには、本公開買付けの決済が完了した後においても保有することとなった応募株式に係る議決権を除き、修正議案に対して賛成の議決権を行使しない旨の合意をしております。

当社は、平成25年5月14日付で「平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の連結経営成績及び連結業績予想の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、平成25年5月14日付「平成25年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照下さい。

平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要
（平成24年4月1日～平成25年3月31日）
（イ）損益の状況（連結）

決算年月	平成25年3月期（第60期）
売上高	241,020百万円
売上原価	175,314百万円
販売費及び一般管理費	54,336百万円
営業外収益	7,010百万円
営業外費用	4,017百万円
当期純利益	10,231百万円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成25年3月期(第60期)
1株当たり当期純利益	59円99銭
1株当たり配当額	27円50銭
1株当たり純資産額	703円47銭

(ハ) 平成26年3月期の連結業績予想(平成25年4月1日から平成26年3月31日)

決算年月	第2四半期	通期
売上高	139,000百万円	290,000百万円
営業利益	7,300百万円	15,400百万円
経常利益	5,900百万円	13,300百万円
当期純利益	2,500百万円	5,200百万円
1株当たり当期純利益	14円66銭	30円49銭

当社は、平成25年5月14日付で、平成25年3月期第4四半期連結会計期間(平成25年1月1日～平成25年3月31日)において、1,629百万円の為替差益が発生したことを公表しております。詳細につきましては、平成25年5月14日付「営業外収益(為替差益)の計上に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社は、平成25年5月14日付で、平成25年3月31日を基準日とする期末配当金を、直近の配当予想値である1株当たり8円50銭から15円50銭とすることを公表しております。詳細につきましては、平成25年5月14日付「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社は、平成25年5月14日付で、関西地方を中心に調剤薬局を展開する株式会社ニチホスの株式を取得し、子会社化することを公表しております。詳細につきましては、平成25年5月14日付「株式会社ニチホスの株式取得(子会社化)のお知らせ」をご参照下さい。

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可 金融商品取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月	平成25年 4月	平成25年 5月
月別							
最高株価（円）	628	618	685	756	900	980	1,455
最低株価（円）	512	573	611	641	758	742	988

(注) 平成25年5月の株価は、5月14日までの株価であります。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第59期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月29日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第60期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日 関東財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成25年3月11日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ニプロ株式会社

(大阪市北区本庄西三丁目9番3号)

ニプロ株式会社 医薬包装材料部

(東京都文京区本郷四丁目3番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)